

無配当手術保険(無解約払戻金型)(002) 新旧対比表

太陽生命保険株式会社

新	旧
<p>(給付金の支払に関する補則) 第4条</p> <p>(同右)</p> <p>③ 被保険者が同時に2種類以上の手術をあわせて受けた場合または同一の日に複数の手術を受けた場合には、最も<u>支払金額の多い</u>いずれか1種類の手術を受けたものとみなして取り扱います。</p> <p>④ 被保険者が1つの手術を2日以上にわたって受けたときは、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。また、診療報酬点数表の手術料、輸血料または先進医療にかかる技術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術の開始日(入院治療手術給付金に該当する手術および外来手術給付金に該当する手術がある場合には、入院治療手術給付金に該当する手術の開始日)についてのみ手術を受けたものとします。</p> <p>⑤ 被保険者が一連の治療過程で複数回実施しても診療報酬点数表の手術料、輸血料または先進医療にかかる技術料が1回のみ算定されるものとして定められる区分番号(先進医療の場合、同一の種類の先進医療とします。以下本条において同様とします。)にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を2回以上受けた場合は、第2条(給付金の支払)の規定にかかわらず、一連の治療過程で最初に手術を受けた日から起算して14日以内に受けた手術のうち最も<u>支払金額の多い</u>いずれか1回の手術についてのみ支払い、14日を経過した後に受けた手術については新たな手術とみなして本項の規定を適用します。</p> <p>(同右)</p> <p>⑦ 保険契約者が法人のときは、第2条(給付金の支払)の規定にかかわらず、<u>手術給付金および放射線治療給付金</u>の受取人は保険契約者とします。ただし、死亡給付金がある保険契約の場合で、死亡給付金受取人を保険契約者以外の者としているときを除きます。</p> <p>(同右)</p>	<p>(給付金の支払に関する補則) 第4条</p> <p>(途中省略)</p> <p>③ 被保険者が同時に2種類以上の手術をあわせて受けた場合または同一の日に複数の手術を受けた場合には、最も<u>給付倍率の高い</u>いずれか1種類の手術を受けたものとみなして取り扱います。</p> <p>④ 被保険者が1つの手術を2日以上にわたって受けたときは、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。また、診療報酬点数表の手術料、輸血料または先進医療にかかる技術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術の開始日(入院治療手術給付金に該当する手術と外来手術給付金に該当する手術がある場合には、入院治療手術給付金に該当する手術の開始日)についてのみ手術を受けたものとします。</p> <p>⑤ 被保険者が一連の治療過程で複数回実施しても診療報酬点数表の手術料、輸血料または先進医療にかかる技術料が1回のみ算定されるものとして定められる区分番号(先進医療の場合、同一の種類の先進医療とします。以下本条において同様とします。)にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を2回以上受けた場合は、第2条(給付金の支払)の規定にかかわらず、一連の治療過程で最初に手術を受けた日から起算して14日以内に受けた手術のうち最も<u>給付倍率の高い</u>いずれか1回の手術についてのみ支払い、14日を経過した後に受けた手術については新たな手術とみなして本項の規定を適用します。</p> <p>(途中省略)</p> <p>⑦ 保険契約者が法人のときは、第2条(給付金の支払)の規定にかかわらず、<u>給付金</u>の受取人は保険契約者とします。ただし、死亡給付金がある保険契約の場合で、死亡給付金受取人を保険契約者以外の者としているときを除きます。</p> <p>(以下省略)</p>